

つくろよう 事故なし 笑顔の鳥取県



令和元年 7月11日(木)~7月20日(土)

夏の交通安全県民運動

高齢者、子ども及び障がい者の
交通事故防止

自転車の安全利用の推進

全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

7月16日(火)…「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

主唱 鳥取県交通対策協議会

夏の交通安全県民運動実施要綱

目的

夏休み時期は、レジャーや帰省等による交通量の増加、子どもの屋外活動の活発化、また、開放感や暑さからの疲労等による漫然運転での交通事故の多発が懸念される。このようなことから、夏の行楽シーズンを控えたこの時期に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図る。

重点

- 1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 飲酒運転の根絶

期 間 令和元年7月11日(木)から20日(土)までの10日間

交通安全日 7月16日(火) 交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

スローガン つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

1 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止

【運転者は】

- 70歳以上の運転者は、高齢者マークの表示に努めるとともに、運転適性診断等を積極的に受け、自身の運転能力に応じた安全運転をしましょう。
- 高齢運転者は、一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調が優れないときは運転を控えましょう。
- 高齢者マークの表示車に対して、幅寄せ・急な進路変更等はせず、思いやり運転を心がけましょう。また、横断歩道手前では減速し、横断歩行者がいる場合は、横断歩行者を優先しましょう。

【高齢者・子ども・障がい者は】

- 道路を横断する際には、横断歩道を利用し、横断中も左右の安全を確認しましょう。また、飛び出しや車の直前直後の横断はやめましょう。
- 高齢者自身が身体機能の変化を認識し、無理な横断はしないなど安全な行動に努めましょう。
- 夕暮れ時から夜間の外出は、明るい色の服装を心掛け、反射タスキなどの反射材用品を着用しましょう。



【家庭・地域では】

- 近所の交通上の危険箇所等を高齢者、子ども及び障がい者と一緒に確認し、通行方法等を含めた交通ルールの遵守と交通マナーを実践することについて話し合しましょう。
- 高齢者、子ども及び障がい者が出かけるときは、交通事故に遭わないよう道路の横断方法や、車に注意するよう声かけしましょう。
- サポートを必要としている障がい者にはすすんで声をかけ、誘導や介助などの補助を行いましょう。

【関係機関・職場・学校等では】

- 参加・体験・実践型の交通安全教室や高齢者宅訪問活動等を通じて、道路の横断方法等、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に取り組むことを指導しましょう。
- ホームルーム等を活用し、夏休み前の交通安全指導を実施するとともに、交通安全ボランティア等と協力し、登下校時の交通安全の見守りや保護・誘導活動を推進しましょう。
- 高齢者、子ども及び障がい者等に対する「思いやり運転」と横断歩道付近での徐行と歩行者優先、運転中のスマートフォン等の操作等の禁止を周知徹底しましょう。

2 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

【運転者・同乗者は】

- シートベルト着用の必要性和効果を理解し、正しく着用しましょう。
- 助手席、後部座席の同乗者に対しても、シートベルトを正しく着用させましょう。
- 子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを座席にしっかりと固定し、正しく着用する習慣をつけましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 家庭や地域の会合において、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果について話し合い、地域全体で着用の習慣付けを図りましょう。
- 児童・生徒・保護者に対し、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和着用効果を広報啓発し、車に乗車するときは必ず着用するよう指導しましょう。
- 自動車で出掛ける家族に、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを着用するよう声かけしましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和効果について、広報啓発活動を推進しましょう。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方法等、正しい使用方法を周知徹底しましょう。
- ビデオ教材やシートベルト着用体験車等を活用し、シートベルトとチャイルドシートの非着用の危険性を認識させ、着用意識の高揚を図りましょう。
- 高速乗合バス、貸切バス等の事業者は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底するよう努めましょう。



3 自転車の安全利用の推進

【自転車利用者は】

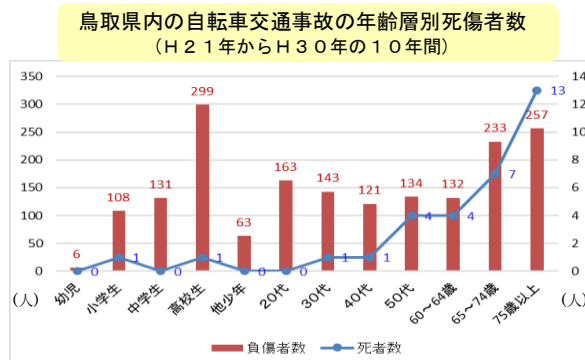
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認、二人乗りの禁止等、交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、安全に利用しましょう。
- ヘルメットの着用と、万が一の事故に備え自転車損害賠償保険等に参加しましょう。
- 歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、夜間の前照灯の点灯と、反射材用品を身につけ安全な速度で利用しましょう。
- 自転車乗用中の傘差しやスマートフォン・イヤホン等の使用や操作は絶対にやめましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 「自転車安全利用五則」を活用し、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの実践を指導しましょう。
- 自転車のタイヤやブレーキのチェックなどの点検整備の推進と、ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。
- 家庭や地域の会合、学校のホームルール等では、自転車の危険な走行や迷惑行為の防止、また、自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることなど、自転車事故が招く責任の重大さについて話し合いましょう。

【関係機関・団体では】

- 自転車の点検整備の励行、自転車利用時のヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。
- 交差点やその周辺において、自転車利用者に対する安全な通行のための街頭指導を実施しましょう。
- 自転車シミュレーターを活用した交通安全講習会等を開催し、自転車の安全利用について指導しましょう。
- 「自転車安全利用五則」を活用した、交差点での信号遵守と一時停止、前照灯の点灯等の交通ルール・交通マナーの周知を図りましょう。



4 飲酒運転の根絶

【運転者・その周りの人は】

- 「これくらいなら」「少しの距離だから」などの安易な気持ちは捨て、自転車も含めて飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 仲間同士で車を使用し飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車は使用せず、公共交通機関等を利用しましょう。やむを得ず車を使用する場合には自動車運転代行サービスの利用や「ハンドルキーパー運動」を実践するなど、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

【地域・家庭では】

- 地域の掲示板や回覧板等を活用し、飲酒運転の危険性・責任の重大性や飲酒運転事故の悲惨さなどを啓発し、飲酒運転根絶に向けた気運を高めましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車で参加しないようお互いに声を掛け合い、飲酒運転をしない・させない環境づくりに努めましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。

【酒類提供者は】

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動への参加を呼び掛けましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用のポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用し、飲酒運転の危険性・悪質性や飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進しましょう。
- 地域や交通ボランティア等と連携し、街頭活動や飲食店訪問活動等を実施し、運転者への酒類の提供禁止やハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。
- 自動車運送事業所等では、飲酒運転の危険性や悪質性を周知し、アルコール検知器の活用等、飲酒運転根絶に向けた取組を推進しましょう。

居住地別飲酒運転者数(平成30年)

市町村別	飲酒運転者数	市町村別	飲酒運転者数
鳥取市	59(46)	北栄町	4(4)
米子市	50(36)	琴浦町	9(3)
倉吉市	12(25)	日吉津村	0(1)
境港市	17(11)	大山町	3(5)
岩美町	3(6)	南部町	4(2)
八頭町	3(5)	伯耆町	7(5)
若桜町	1(1)	日南町	0(2)
智頭町	2(2)	日野町	2(1)
湯梨浜町	9(8)	江府町	1(0)
三朝町	2(4)	合 計	188(167)

※ () は平成29年

■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会
〒680-8570 鳥取市東町1丁目 220 番地 電話(0857)26-7159 / ファクシミリ(0857)26-8171